

市内障害児通所支援事業所 各位

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課長

きょうだい児の上限額管理結果票の提出方法について

本市児童福祉施策の推進につきまして、格段の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。
横浜市においては、横浜市で交付している受給者証の利用者・全員分についてきょうだい児の上限額管理結果票の提出を求めているところです。

この度、提出方法について一部変更しますので、以下の通りお知らせします。

●きょうだい児の上限額管理結果票の提出方法について

令和 5 年 5 月以降、提出方法は横浜市電子申請システムによる提出のみとします。
郵送による提出は廃止しますので、ご承知おきください。

○スキャンしたデータ（PDF、画像等）を、横浜市電子申請システムの提出フォームから送信する方法

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/9dc71dbd-fca5-4a16-95e8-4140105526c7/start>



※上記提出方法自体は、従来と変わりありません。したがって、すでに横浜市電子申請システムにてご提出いただいている事業所に関しては、提出方法は従来通りです。

- ・「事業所番号」「受給者証番号」が読み取れるように、スキャンしてください。
- ・登録できるファイルの種類は、PDF(pdf), 画像(jpg, jpeg, png), ZIP 圧縮(zip)です。
(※PDF での提出を推奨させていただきます。)
- ・スキャンした PDF には、パスワードを設定しないでください。
- ・PDF の容量は、10MB 以内にしてください。超過する場合、圧縮するか、データを分割して送信してください。

○提出時の注意点

- ・横浜市で交付している受給者証の利用者・全員分について、上限額管理事業所が提出してください。
- ・横浜市外で交付している受給者証の利用者分に関する提出方法については、その受給者証を交付している市町村へご確認ください。
- ・原則として、サービス提供翌月の10日までに、提出対象の全員分を揃えた状態で、提出してください。

全員分が揃わない特段の事情がある場合は、その時点で揃っている分のみを期限内に提出し、不足分は、揃い次第速やかに提出してください。なお、不足分を提出する際は、提出フォームの備考欄に、「令和○年○月分 追加提出分」等、記載をしてください。

【担当】 横浜市こども青少年局障害児福祉保健課

電話 045-671-4274